

障害ってなんだろう？

Part III

～ 障害に関するマークについて知ってみよう!! ～

障害のある方には、日常生活や活動の場の中で、不自由に感じる事がありますが、みなさん一人ひとりの理解や配慮があれば出来ることも多くあります。

そこで、障害に関するマークを決め、公共施設などには、次のようなマークが貼られています。それぞれのマークの正しい意味を理解して、見かけた場合は、ご理解とご協力をお願いいたします。

障害のマークと意味

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある人々が利用できる建物や施設であることを明確に示す、世界共通のマークとして国際リハビリテーション協会によって選択決定されたものです。

このマークは全ての障害者を対象にしたもので、特に車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。

【問合せ先】 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

TEL 03(5273)0601 ★ FAX 03(5273)1523

メールアドレス soumu@dinf.ne.jp ★ ホームページ <http://www.jsrpd.jp/>

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークで、信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに、設置、添付されています。

また、横断歩道で、マークの付いた歩行者用ボタンのある信号機は、視覚障害者が安全に渡れるよう信号が長めに調整されています。

【問合せ先】 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

TEL 03-5291-7885 ★ メールアドレス welblind@nifty.com

聴覚障害者のマーク（国内マーク）



「耳マーク」

聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

聴覚障害者は、見た目には分からないため、「声をかけたのに返事をしない」などと、誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活をするうえで心配な点が多くあります。このマークを見たり表示された場合は、【相手が聞こえにくい】【聞こえない】ことを理解し、【手招きして呼ぶ】【大きな声ではっきり話す】【筆談をする】などにご協力をお願いいたします。

【問合せ先】 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

FAX 03(3354)0046

メールアドレス zennancho@zennancho.or.jp

ホームページ <http://www.zennancho.or.jp/>

ほじょ犬マーク



このマークは、身体障害者補助犬が、公共の施設や交通機関、一般的な施設（スーパー、デパート、ホテルなど）で同伴できることを知っていただくためのマークです。

補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言い、一般のペットとは異なります。他人に吠えないなど、補助犬としての能力を認定された犬だけが、「補助犬」と名乗れます。

不特定多数の方が利用する施設では、身体障害者補助犬の同伴を拒んではいけません。お店の出入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【問合せ先】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

TEL 03(5253)1111(代表) ★ FAX 03(3503)1237

ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/>

ハート・プラスマーク



このマークは、内部障害、内臓疾患を示すシンボルマークです。

身体内部（心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸機能、HIVによる免疫機能）の障害をお持ちの方は外見から分かりにくいいため、まだ社会に十分に理解されず、様々な誤解を受けることがあります。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために生まれました。

このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、携帯電話の使用を控えたり、公共交通機関での優先席の利用などの配慮をお願いします。

【問合せ先】 内部障害者・内臓疾患の暮らしについて考えるハート・プラスの会

メールアドレス info@heartplus.org

ホームページ <http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>

オストメイトマーク



人工肛門・人口膀胱を保有する方（オストメイト）のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。

なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄が出来る配慮されているトイレです。

【問合せ先】 社団法人 日本オストミー協会
TEL 03(5670)7681
ホームページ <http://www.joa-net.org/index.htm>

身体障害者標識（障害者マーク）



このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許証に条件が付されている方は、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。

なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。四葉マークを付けた車へ無理に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程で罰せられます。

【問合せ先】 各警察署の交通課 または 財団法人神奈川県交通安全協会
TEL 045(478)0166
FAX 045(475)5524（県交通安全協会）

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。聴覚に障害のある方でも、ワイドミラーの装着等を条件に普通免許に限り取得することが可能となりました。これにより免許を取得した方が普通自動車を運転する場合は、「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。この標識を付けた普通自動車への幅寄せ等は禁止されています。

【問合せ先】 各警察署の交通課 または 財団法人神奈川県交通安全協会
TEL 045(478)0166
FAX 045(475)5524（県交通安全協会）

自由利用マーク（「障害者のための非営利目的利用」OKマーク）



著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人が自由に使ってもよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークとして「自由利用マーク」があります。そのうちの一つに「障害者のための非営利目的利用」OKマークがあり、このマークは、障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマークです。

【問合せ先】 文化庁著作権課
TEL 03(5253)4111 ★ メールアドレス chosaku@bunka.go.jp

グリーンフラッグ海の障害者マーク



国際シンボルマーク（車椅子マーク使用承認済）を取り入れ、マリンイラストレーターのTadami氏がデザインしたもので、障害者が乗船する小型船舶、バリアフリーの小型船舶及びこれらの船が係留できる海上施設などに表示されています。

【問合せ先】 特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会
ホームページ <http://homepage2.nifty.com/charity-net/>

ハートフルマーク



このマークは、あたたかいハートの中で、障害者と経営者が、ともに手を取り合って働く姿をデザインしたもので、人のやさしさをハートの笑顔で表現しています。社団法人全国重度障害者雇用事業所協会の会員事業所が取り扱う製品、商品等に表示して、会員事業所が重度障害者を多数雇用し、障害者にやさしい企業であることを一般に訴えることにより、その製品、商品等の購買力を高めるとともに官公需や民需の受注促進を図り、もって会員事業所の連帯意識の高揚と事業所経営及び障害者雇用の安定に資するものです。

【問合せ先】 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会
TEL 03(6280)3627

バリアフリー法シンボルマーク



お年寄りや車いすを利用する方、目の不自由な方、耳の不自由な方等が利用しやすい建築物として、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動の円滑化に関する法律）によって認定された建築物の入口等に表示されています。

【問合せ先】 財団法人建築技術教育普及センター気付 人にやさしい建築・住宅推進協議会事務局
TEL 03(5524)3105 ★ FAX 03(4424)3223
ホームページ <http://www.jaeic.or.jp/hyk/index.htm>
財団法人高齢者住宅財団気付 TEL 03(3206)6437

みんなのトイレマーク



神奈川県では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたトイレを「みんなのトイレ」として、障害者、高齢者はもとよりだれもが円滑に利用しやすいトイレを整備することとしています。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例・施行規則では、「みんなのトイレ」の「出入口には、誰もが利用できる旨をわかりやすい方法で表示すること」が定められ、表示方法の一つとして、「みんなのトイレ」の「推奨マーク」を作成し、その普及に努めています。

【問合せ先】 神奈川県保健福祉局地域保健福祉部地域保健福祉課
TEL 045(210)4750 ★ FAX 045(210)8857
ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/15/1321/mati/07-torikumi.html>

かながわ障害者雇用優良企業マーク



かながわ障害者雇用優良企業

神奈川県では、県内で障害者雇用に積極的に取り組む中小企業等を「かながわ障害者雇用優良企業」として認証しています。

「かながわ障害者雇用優良企業」をして認証された企業は、このシンボルマークを使用し、障害者雇用に積極的に取り組んでいることを対外的にPRすることができます。

【問合せ先】 神奈川県商工労働局労働部雇用対策課

TEL 045(210)5871(直通)

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/06/0614/syogai/ninsyou1.html>

絵文字(ピクトグラム)について知ってみよう!!

ピクトグラムとは、一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つです。また、下記の絵文字は各都道府県によって表し方が異なりますのでご注意ください。

車いすに関する事項

	車いす対応トイレ (男女別)		車いす対応トイレ (男女共用)		車いす貸出サービス がある
	車いす対応エレベーターがある		車いす利用可能 エレベーターがある		車いす利用不可 エレベーターがある
	車いす乗降装置がある		動式車いす昇降機がある		車いす対応公衆電話 がある
	車いす使用者用券売機がある		車いす用の観覧スペースがある		

聴覚障害者に関する事項

	有料のファックスがある		音声増幅装置付き公衆電話がある		筆談での対応が可能
	補聴設備がある		手話通訳者がいる。 または手話の経験者がいる		電光掲示板の案内

視覚障害者に関する事項

	敷地内に点字ブロックがある		一部に点字ブロックがある		前面道路の歩道に点字ブロックがある
	点字案内板がある		誘導鈴がある		音声対応エレベーターがある
	視覚障害者用点字付きATMがある		視覚障害者用券売機がある		点字表示付きエレベーターがある
	音声誘導装置や音声案内装置がある				

その他に関する事項

	障害者割引がある		大人も利用できる介護用シートがある		急な傾斜路（スロープがある）
	建物の外部出入口前などにスロープがある		多目的トイレ		手すり付和式便器があり
	手すり付小便器がある		手すり付洋式便器がある		障害者対応トイレがある
	シャワーチェア等の貸し出しがある		障がい者対応の宿泊設備		障害者等の専用駐車スペースがある
	障害者用客室がある		障害者用浴室がある		

神奈川県障害者社会参加推進センター事務局

〒221-0825
 横浜市神奈川区反町3丁目17番地2 県社会福祉センター 5階
 公益財団法人神奈川県身体障害者連合会内
 TEL 045-311-8736
 FAX 045-316-6860
 ホームページ <http://kanagawa-kenshinren.or.jp>